

## 令和6年度相談支援従事者指導者養成研修（国研修）受講報告 （自治体職員コース）

### 1 国研修で伝達されたこと

#### （1）事前学習プログラム

- ・相談新従事者研修等に関する都道府県での取組みについて回答作成
- ・「相談支援業務に関する手引き」及び「協議会の設置・運営ガイドライン」を確認

#### （2）全体講義 6/19

##### ●重要事項説明

##### ①本研修の位置づけ

都道府県で標準カリキュラムに基づく研修を実施するための企画・立案に資するとともに、各都道府県において講師養成等を行うことに資するための研修

##### ②都道府県研修の実施と本研修の活用方法について

- ・講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有する。
- ・人材育成体系の中へ本研修を位置づける。
- ・研修の企画、運営を継続性のあるチームで行う。

→提供された標準カリキュラムや研修ガイドライン等は、その意図を十分理解しながら自都道府県にあった研修とすることが重要。

→都道府県間の差の解消も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。

##### ③感染症にも対応した研修様式、研修のデジタル化推進

講義のオンライン化、演習の小規模・分散化、会場における感染拡大防止策等

##### ●基礎的環境整備と合理的配慮

ある障害者の為に提供された合理的配慮が、不特定多数の基礎的環境整備となっていることがある。また、基礎的環境整備を行っておくことで、その後、特定の場合において合理的配慮が不要となり、提供されやすくなることがある。

⇒合理的配慮と基礎的環境整備は無関係ではない。

##### ●介護支援専門員との連携

- ・今後、高齢障害者の増加は一層進展する。利用者の状態やサービスの活用状況等について情報提供を図るなど緊密な連携を行う必要がある。
- ・しかし、お互いの制度理解やサービス内容に関する知識の不足、介護保険移行の業務プロセスが標準化されていない等の課題がある。

⇒専門コース別研修標準カリキュラムに、価値・倫理・制度の違いを明記した。

##### ●障害福祉施策の最近の動向

##### ①令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

地域生活拠点等の整備の推進・機能の充実、通院等介助等の対象要件の見直し、生活介護における基本報酬区分の見直し、障害者支援施設の運営基準の見直し、就労選択支援等

##### ②障害福祉分野における相談支援の最新の動向

支援の質の高い相談支援事業所の整備の推進の為、算定要件を追加した上で、基本報酬を引き上げ。基幹相談支援センター機能の強化

##### ●障害児支援施策、こども・子育て支援施策の最近の動向

- ・令和5年12月にこども大綱が閣議決定。こども政策に関する重要事項に障害児支援・医療的ケア児への支援が策定されている。
- ・幼児期までのこどもの育ちが生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最重要。
- ・居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠である。

- 「相談支援の手引き」と相談支援の標準化
  - ・全国どこでも標準的な相談支援が受けられるように、関係者間の共通理解が必要不可欠である。そのために業務等を可視化したツール（＝相談支援の手引き等）が必要
  - ⇒相談支援の質の向上や均てん化につながる
- （自立支援）協議会ガイドラインと「個から地域へ」の地域づくりの取組
  - 広域的な観点から地域の相談支援体制を整備するためには都道府県による市区町村支援が重要であり、継続的な支援のためには、都道府県職員の制度理解が必要。
  - 人事異動も考慮すると、研修等の実施の実施が必要であり、そのためのテキストが（自立支援）協議会ガイドライン

(3) コース別講義・演習 6/20・21

- 相談支援の基礎的理解Ⅰ（相談支援の変遷とわたしたちの理解）
  - ・自治体職員や相談支援に携わる人たちが連携、協働する必要性を理解し、地域の実情を十分に把握し、事業者・関係機関と一緒に地域課題に取り組む
  - 相談支援の質の向上
- 相談支援の基礎的理解Ⅱ（相談支援に求められる本人中心の意義）
  - ・障害がある人が地域で暮らしたいという思いに寄り添いながら一緒に考えていく仕組みが相談支援そのものである。
  - ・相談支援の目的などを理解し、それぞれの都道府県でどのような人材を養成していくのか、どんな相談支援体制を作っていくのか市町村や事業所と共に検討して欲しい。
- 相談支援の充実・強化と都道府県による市町村支援
  - ・障害福祉計画の取りまとめ等の際に、基幹相談支援センター未設置の市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行う
  - ・相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要。そのためには協議会が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- 相談支援従事者養成研修の実施と管内の相談支援体制整備
  - 和歌山県国研修受講後の実践報告
  - ・アドバイザー会議で現状の分析や市区町村へのフィードバック方法を相談
  - セルフプラン率及びモニタリング期間を圏域単位で集計し、相談支援分科会で基幹センターに、事務局連絡会議にて市町村にフィードバック
  - ・2ヶ月に1度基幹相談支援センターの職員と会議を開催
  - ・年1回、各圏域の自立支援協議会事務局を集めた会議を開催し、情報共有・意見交換を実施
  - ・法廷研修以外にケアマネジメント連携実践研修や主任相談支援専門員向けフォローアップ研修を企画

(4) 都道府県単位の演習と全体共有 6/21

- ・ケアマネジメント基礎コース
  - BPSモデルの演習を行った。都の研修ではニーズ整理票への理解が深まってきているとこであり、BPSモデルをエッセンスとして取り入れるのはよいと思われる。
- ・地域づくりコース
  - 自身の事例もとに演習を行った。普段地域づくりに関わっているがそのことを認識していないこと実感した。「地域体制強化協働支援記録書」の活用方法についても検討していきたい。
- ・OJT・人材育成体系コース
  - 実習対応の向上には個別のスーパービジョンを学ぶことが必要である。

2 伝達されたことを都研修と関連付けて考えたこと

- 都内区市町村の相談支援地域格差は、研修の実習対応の差にも表れており、相談支援の質の向上の為には、より一層地域の事業所等と協働して人材育成への取り組みを行っていくことが重要である。
- 標準カリキュラムやツールを使用した標準化が求められているが、都の研修となじむか検討委員会等と共に検討していく必要があると思われる。

報告者： (所属) 東京都心身障害者福祉センター  
(氏名) 山岸 希

# 令和6年度相談支援従事者指導者養成研修（国研修）受講報告 （ケアマネジメント基礎コース）

## 1 国研修で伝達されたこと

### (1)事前学習プログラム

事前課題1：BPS アセスメントとケアマネジメント課題「ニーズ整理表」

事前課題2：「複数の支援対象者がそれぞれいくつかの支援ニーズをもつケースのプランニング票」

事前課題3：「都道府県研修把握シート」研修の企画・統括・演習講師の整備状況やそのための事前準備状況・課題の整理

事前課題4：「相談支援業務に関する手引き」および「協議会の設置・運営ガイドライン」の内容確認

### (2)全体講義 6/19

#### ①重要事項の説明（研修ガイダンス・目標設定）

- ・研修の位置付け：新カリの効果的な実施用法の確認（昨年度と同様）
- ・研修資料の利活用：可。出典、改変した場合の旨を明示する。→データは国リハ HP
- ・新カリのポイント：オープンエンドアプローチ（考えさせるアプローチ）の視点（特に見立てについて）の導入。相談支援専門員のコンピテンシー（ハイパフォーマーに共通した行動特性）を標準カリキュラムに反映。
- ・R6の専コ研修もサビ管研修で実施：意思決定支援・障害児支援・就労支援
- ・改正後の基幹の役割の追加：①支援者・事業者支援、検証→質の均てん化、向上＝地域の相談支援の強化の取組。②協議会運営への関与を通じた「地域づくり」。相談支援の中の中核的な役割が追加。

～自身の目標設定～

- ・研修の連動性の理解
- ・ニーズ整理からサービス利用の関係の理解（初任）、人材育成の視点（現任・主任）、OJTへの協力（主任）

#### ②基礎的環境整備と合理的配慮 熊谷 晋一郎

- ・差別解消法は、合理的配慮（個別的・事後的）と基礎的環境整備（集団的・事前的）に分けられる。以下、昨年と同内容であったため省略

#### ③介護支援専門員との連携 国際医療福祉大学大学院 石山 麗子

- ・障害者の人口は総人口に対して7.6%。うち65歳以上の障害者が52%。
- ・介護保険業界にとって、障害者の介護保険利用（移行）者は圧倒的少数案件！→障害高齢者の個人特性に応じた介護保険・障害福祉サービスが適切に提供される仕組み(ツール)がない→充実が求められる。
- ・ケアマネと相談支援専門員の意識の違い  
＜移行の準備期間＞…介護支援専門員＝2～3か月前から⇔相談支援専門員＝1年～半年前  
＜移行後のサポート＞介護支援専門員＝1～2か月でいい⇔相談支援専門員＝3～6か月  
課題：相談支援専門員と介護支援専門員がお互いを知らない、相互の制度を知らない。  
業務プロセスの標準化がされていない。教育・人材育成の仕組みが不十分。
- ・介護保険と障害福祉の価値・倫理・制度の違い  
障害福祉から介護保険への移行は「狭い方向へのサービス移行」  
→解決できないジレンマ、無料からの実費負担＝利用者の怒り→介護支援専門員の苦慮

倫理と価値観の違い、制度の考えが違う→連携時の摩擦 ※利用者中心の連携  
介護支援専門員はほぼ交渉しない＝利用者のストレス＝生活が変わることへの不安。  
介護保険は、保険の給付範囲が決まっているため、交渉という文化がない  
＝限られた保険サービスの調整のみ」

★障害者総合支援法：基本的人権の尊重。日常生活または「社会生活」重視

★介護保険：「それまでの」尊厳を保持。「社会生活」の視点はなし。「能力に応じた日常生活」「国民の共同連来」の理念に基づいた保険給付。制限があるのが保険サービス。目的は、要介護状態などの軽減または悪化の防止。効率的に提供されるよう配慮。

- ・介護支援専門員研修の見直し：利用者の意向を重視した担当者会議の開催など共通点多数…適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加→経験値に頼らず標準化を目指している

#### ④障害福祉施策の最近の動向 小川 陽 専門官

- ・R6 年度報酬改定

拠点コーディネーター／強度行動障害者への支援の中核的（広域的支援）人材の評価／意思決定支援の推進（担会への本人参画）／虐待防止・権利擁護…虐待防止措置は R6 年度から義務化／業務効率化（テレワークの取り扱いの明確化）／BCP も R6 年度より義務化／通院等介助等の改定（居宅以外のスタート可能に）／入院中の重訪利用、区分 4 から可能に／地域移行…本人の意思確認、努力義務（R8 以降減算）。食中分離をした際には加算。GH からの一人暮らし支援の充実（ピアサポート体制加算、退去後支援）。GH と地域との連携強化（地域連携推進会議等）／A 型、B 型の安定と就労選択支援について／相談支援…基本報酬の充実、協議会への参画、基幹との連携を評価。でも機能強化（協働型含む）取得はいまだ困難？／入退院時の医療福祉の連携／モニタリング…改めて期間を明示。令和 3 年度 QA、事務要領に記載／相談支援員の創設／ICT の活用（2 回中 1 回はオンライン可等）

#### ⑤障害児支援施策、こども・子育て支援施策の動向

- ・こども家庭庁とは：役割、基本姿勢、体制（長官官房の下に成育局と支援局。支援局の中に障害児支援）。こども基本法…国、地方自治体の役割が明記。
- ・こども大綱：今後 5 年程度のこども施策の基本的な方針。重要事項 1 の（5）に障害児・医療的ケア児支援関連。
- ・幼児期までの 100 か月の育ちビジョン。8 歳 4 か月まで。アタッチメントと遊び・体験。
- ・こどもの居場所づくり。居場所と感ずるかどうかは本人が決める。
- ・児童福祉法の改正・障害児支援施策…児発の中核的役割、類型（福祉型・医療型）の一元化／放デイ対象児童見直し／障害児入所施設…地域移行の支援（22 歳まで入所継続可能）、家族への支援等加算新設／こども家庭センターの設立（障害児支援との連携）。不登校児童への支援（個別サポート加算）。家族支援（子育てサポート加算、他）。インクルージョン推進（ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算）
- ・医療的ケア児：推計 20,000 人。地域差がある。家族の離職の防止。医療的ケア児支援センターを都道府県が設置。

#### ⑥シンポジウム 相談支援の手引きと相談支援の標準化

＜相談支援の標準化＝思考の可視化＞

- ・支援のばらつきをなくすことで、委託と基幹の業務内容を示していけないか。標準化の始まり。

＜相談支援の課題＞

- ・先が見えない → 「根拠」(エビデンス)のある「見立てと手だて」
- ・答えがない → モニタリングで振り返る。共通に理解を進める。
- ・責任が取れない → チームアプローチ。一人で抱えない。
- ・相談ができない → OJT と OFFJT。正解を欲しがらない。
- ・サービス(資源)がない → 「ない」ではなく「気づいてない」



職人芸からの脱却  
「あの人がいなければ」ではなく「いなくてもできる」へ

### <標準化≠画一化>

- ・共通の理解と振り返りの手段＝標準化。
- ・仕事の凸凹の凹を埋めるのが「均てん化」全国どこでも同じ計画相談支援。
- ・アセスメント…項目が多種多様すぎて統一化しづらい  
(カテゴリー41, 記入項目 550…)
- ・サビ計作成…研修と OJT の連動&実践で、すぐには無理でも  
将来的に、記録のシステム化もありうる未来。



相談の報酬が包括払いでないのは、標準化されていないから  
(だから加算で細かく分けるしかない)

### ※「相談支援業務に関する手引き」

- ・努力義務化になったことで、市町村の協力が必要となり、行政向けに発出(相談支援従事者にとっては基本的なことしか書いていない)。障害者相談支援(委託)を官民協働で推し進めるための都道府県、市町村の役割が明記されている。

### ⑦シンポジウム 協議会ガイドラインと個から地域への地域づくりの取組

- ・「協議会の設置・運営ガイドライン」…市町村をサポートするためのテキストの標準化が目的。
- ・実践報告
- ① 宮崎市 地域移行の際の家探し→差別→部会で調査→生活サポートシート作成→進捗管理
- ② 長崎市 一人暮らしできているが災害時が心配→部会メンバーと民生委員と一緒に訪問(アクションリサーチ)→支援の輪の広がり→マニュアル本
- ③ 岩国市 もともと協議会に個別課題吸い上げシステムが協議会運営に組み込まれていた→医療的ケア児の受け入れ先→地域ニーズとして掘り下げた→特定の事業所に集中→病院に訪問して退院に向けた打合せを行う、親の会ができた、訪問看護のネットワークができた、行政との共通認識が持てた、障害者児計画との連動を全体として確認

協議会の本会(全体会)は報告に終わっても…

部会(ワーキンググループ)の堂々巡りはプロジェクト化で打破!

事務局(部会長と行政の連携)はファシリタ強化で打破! ……が地域の活性化につながる。

### (3)コース別講義・演習 6/20・21

#### ①コースガイダンス

ケアマネジメント基礎コースは初任者研修用のコースではなく、現任・主任も含む研修全体を通して研修を再検討するためのコースである。

#### ②ケアマネジメントにおけるアセスメントとその教育方法 近藤直司(大正大学名誉教授)

- ・ねらい: 日常業務を通して、自己研鑽、人材育成。チーム作りを図る
- ・目標: BPS アセスメント技術を身につける。レポート力を高める。会議の効率化を進める(ケース記録に時間を取られて疲弊すること、だからケース会議を打破するために始めた)
- ・歴史: バイオ(生物)・サイコ(心理)・ソーシャル(社会)モデルは、精神保健の相談では日常的に使用/社会福祉の領域では非行少年の慈善事業としてのクリニックの取り組みから始まった。
- ・ニーズ整理表を5分でレポートする

[1]本人の希望を聞く

[2] インテーク・アセスメント・プランニング（方針検討）を意識する。レポートは、これまでの支援過程や細かな情報（インテーク）に時間をかけすぎず、支援者の理解・解釈・仮説（アセスメント）を中心に述べる。

[3] アセスメントにあたり、生物学的な要因（からだ）・心理的な要因（こころ）・社会的な要因（対人関係と環境）に着目し（生物—心理—社会的な包括的アセスメント）、支援課題をリストアップする。

[4] 支援課題に対する支援方針は、アセスメント（根拠）に基づいて、具体的に（誰が、どんな方法で、いつまでに、どのくらいの期間）述べる。情報—理解・解釈・仮説—方針の整合性を確認。

#### ・BPS モデルの特徴

理解や仮説（アセスメント）は、支援者の主観でOK。その代わりに、情報に基づく整合性を意識。ストーリー、ストレングスはもちろんのこと、無意識領域、心理的資質への視点も含める。支援課題・プランに関係ない情報は記入しない。情報は、アセスメントの根拠となるもののみ。

#### ・グループワーク「5分レポート」

一人ずつ課題を発表。時間内に終わらない場合でも止めて、意見交換。時間内で収まるには、ファシリテート力などの伝達。

#### ・グループワーク「ケース検討会議」

司会が意識する点＝意図のある質問であるか（曖昧×）。時間管理。沈没しそうなどの工夫。

### ③ 初任者研修のニーズ整理表の導入と相談実践について

・ ニーズ整理表の意味：①見立て②思考の整理③プランニングは一旦置いておく（本人理解から始める。対応から入らない）

・ 課題→仮説→情報の整理（根拠をつかむ）→仮説を修正

・ BPS モデルは…ケースレポートする実践の準備（検証、SV、GSV、事例検討）となる

・ BPS モデルは…自分の相談支援の癖・傾向を客観的に振り返るツールとなる

### ④ 相談支援の基本的スキル獲得に向けた教育方法

・ 初任研における、各都道府県の「本人の意向とニーズ等、必要な支援を踏まえたサービス等利用計画の作成」「計画作成におけるストレングス活用、インフォーマル活用」における工夫や課題を共有（Gメンバーは山形県、山口県、兵庫県、長崎県、長野県）

・ BPS 導入：45%、独自：18%

### ⑤ 法廷研修の流れと現任者に求められるスキル

・ 初任者・現任・主任研修のつながり…都の研修は国研で推奨されている内容を十分含んでいる

・ 現任研修は、個別支援における意思決定支援という視点が求められる（主観でよいので、意志能力の有無・度合いを把握していれば、おのずと意思決定支援ができる）

### ⑥ 個別支援における意思決定支援の教育方法1（現任者演習編）

・ 個別の相談支援実践の振り返り…事例選びが肝【事例検討ではない】。

アセスメントにおいては初任の実践が問われる（研修のつながり）。

困難事例は不要（困難事例は事例検討に行きがち）。

意思決定支援の学習をするための事例を出せるかどうか。

・ 事例報告のロールプレイ（グループワーク）

検討課題の確認→意図を意識した質問（質問・発言の意図を確認）

意思決定支援がテーマの場合…発表者の考える本人の意思能力について、発表者に質問すると◎

#### 【FT として】

追い質問、同質問は推奨して良い。関心が高い（重要である）証拠なので。

質問者の体験談はいらない。始まったら「あなたならどうするかに変える」

- ・意思決定支援のセルフチェック
  - ◇本人の意向を無視していないか
  - ◇本人の言葉の意味を吟味しているか
  - ◇支援者の都合が優先されていないか
  - ◇計画作成時、既存の社会支援だけが支援の前提となっていないか
  - ◇支援プロセスにおいて先に支援者の結論ありきで話を進めていないか
  - ◇本人や家族らから、育ってきた環境の中で興味を持ったこと、楽しかったこと、楽しいとき嫌な時の表情などを知ることの意味を理解しているか

#### ⑦個別支援における意思決定支援の教育方法2（現任者実践編）

- ・意思決定支援 GSV のロールプレイを振り返り、各都道府県の「個別支援における意思決定支援演習」「演習講師の養成」「実習受け入れ状況や養成（主任の活用など）」において活かすべき内容について共有（Gメンバーは山形県、山口県、兵庫県、長崎県、長野県）
- ・現状と課題の報告
  - 愛媛県…人材育成ビジョンの見直し（役割と方向性を明確に）
  - 秋田県…相談支援専門員のキャリア像、講師・FT のキャリア像まとめた

#### (4)都道府県単位の演習と全体共有 6/21

##### ①ケアマネジメント基礎コース

- ・BPS モデルは6割が導入していた。
- ・初任はアセスメントの修正→FT とのやりとりを体験し現場へ戻ること、「標準化」をめざす。
- ・FT のスキルの確認。
- ・初任で始めたアセスメントが、現任者の個別支援における意思決定支援につながる

##### ②地域づくりコース

- ・すでに行っている「地域づくり」に気づくための演習にしていくことということ。ハードルは上げない。

##### ③OJT・人材育成体系コース

- ・（1）研修の全体像（2）SV（3）OJT マニュアル（4）実習（インターバル）
- ・人材育成ビジョンの活用が自分ビジョンになっているか。

##### ④自治体職員コース

- ・初めて相談支援部門に来た人たちのために作った。歴史や本人中心という概念について。

## 2 伝達されたことを都研修と関連付けて考えたこと(参加者全員で)

- ・ 初任 BPS モデルのアセスメントは、根拠のある主観(見立て)をもたらすと同時に、ケース発表・検討を通して、「意図ある質問」を身につける訓練になる。グループメンバーから発表者に意図ある質問をすることは、相談支援専門員から利用者のアセスメント時、個別 SV におけるバイザーからバイザーにおける質問力向上にもつながる。今の演習のやり方を変えると FT がついてこれなくなるため、BPS 導入には慎重になるが、エッセンスを活用することはできるのではないか。
- ・ 地域作りコースでは、事例を効果的に、根拠を持って説明できるかを考えさせられた。問題と課題を混同しないために根拠を重視。個別事例から地域をみる視点を養う。個別からチーム、地域づくりでの出会いが「あったらいいな」を抽出する。
- ・ 人材育成ビジョンは、東京都の場合、人材も財源も違ったが、「目指す姿」は好評だった。東京都のインターバル（実習）がうまくいっていない理由は、個別SV経験者が少ないからでは。
- ・ ということで、BPS モデルはいろいろと波及する要素を持っているようなので…

### 検討会に提案すること

➡検討委員および協力者で、BPS モデルを東京都の研修に導入可能かどうか検討するため、近藤先生をお呼びして、検討委員および協力者を対象とした勉強会を行う。

報告者： (所属) 自立生活センターSTEP えどがわ  
(氏名) 蛭川 涼子

## 令和6年度相談支援従事者指導者養成研修（国研修）受講報告 （地域づくりコース）

### 1 国研修で伝達されたこと

#### （1）事前学習プログラム

##### 【協議会の設置・運営ガイドライン】

- ・ 個人情報の取り扱いについて等の変更点の確認
- ・ 総合支援法や、都道府県との位置づけの再確認

##### 【相談支援業務に関する手引き】

- ・ 重層的支援体制整備事業の位置づけ
- ・ 相談支援の全体像の再確認

#### （2）全体講義 6/19

研修資料の利活用可。出典、変更した場合の旨を明示する。→データは後日アップされるのか。  
令和5年3月に新型コロナウイルス感染症の特別措置が廃止。

オープンエンドアプローチ（考えさせるアプローチ）の視点の導入。

コンピテンシー（ハイパフォーマーに共通した行動特性）→標準カリキュラムに反映。

R4年より専門コース別研修に意思決定支援→意思決定支援に障害児支援と就労支援が加わる。

スライド23が参加報告の際に一目で理解できて活用できる。

スライド25が規模の大きい東京の課題。都が市区町村の細部にわたってみることは不可能。

##### 【基幹相談支援センターに求められる役割】

- ・ 役割を地域の相談支援の強化の取組と「地域づくり」を追加
- ・ 市町村の努力義務化（令和8年度末まで）。
- ・ 設置促進や適切な運営の確保のための都道府県の役割を規定。→特アドへ。

新設

- ・ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- ・ 協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

##### 【基幹による地域の相談支援体制強化の取組】

- ・ 支援者支援、事業所支援、支援（業務）の検討・検証 →質の均てん化、向上

～自身の目標設定～

- ・ これまでの相談支援従事者指導者養成研修の流れと変更点の確認。全体の体系的理解と説明できるまでの落とし込み。
- ・ オープンエンドアプローチ、コンピテンシー、均てん化等の新たな言語の理解と獲得。
- ・ 特アドのように、国の流れが東京都で誰が、どのように実施されているかの確認。
- ・ 基幹相談支援センターの役割期待や変化に、自分たちが対応できているのか再確認。
- ・ 現在の都で実施している初任・現任・主任・専門コース別研修が、国の獲得目標に達しているのか。達していなければどこが不足しているか、どのような手法がとれるかの確認。

○講義 基礎的環境整備と合理的配慮 熊谷 晋一郎氏

自身の通院対応で当日登壇できず。昨年度の録画動画で対応。そのため音響が悪く聴き取りにくい。  
合理的配慮は同業者でも行わないといけない。

差別解消法で合理的配慮が位置付けられている。

①合理的配慮、②基礎的環境整備（事前的改善措置）…不特定多数の集団、要望前  
両者の建設的対話が必要。合理的配慮後、継続的な建設的対話が必要。

①合理的配慮…必要性、適当性、非過重な範囲（規模と財政が妥当）※基準を満たさない場合は理由  
を説明して代替手段を提示。一緒に考える。

同僚に与える影響→同僚も障害を持つ前提として考える。

社会全体で抱えるべきが、専門職に任されることがある。結果専門職が差別・偏見を持ってしまう。

患者・クライアントとして接するのではなく同僚として接する。

差別・偏見＝スティグマ…公的、自己、構造的。

権力の下で、ラベリング・ステレオタイプ・分離・社会的ステータスの喪失・差別が共起する現象

帰属理論(自己責任論):本人の努力や心がけで変えることができると誤って信じられている属性は、スティグマを負いやすい。依存症、貧困、性的マイノリティ等。

スライド 16 はしょうがいを目で分かりやすく説明。

予め準備をしておくことも重要。

コミュニケーション障害は人と人との間に生じる障害。マジョリティが当たり前と思っているものが正解ではない。

自閉症の方向けのコミュニケーション・デザイン…共通事項や工夫がどのように行われているか。

残響が苦手。

アクティブラーニング…受講者が積極的に学習に参加する。

ソーシャルマジョリティ研究…発達障害者の視点から多数派社会のルールやコミュニケーションを研究する分野

○介護支援専門員との連携 国際医療福祉大学大学院 石山 麗子氏

65歳以上の障害者が52%。介護保険との連携が必須となる。

振り返り ツール…ない、研修…なし、連携できているか…あまり思わない

令和元年度 有効回答率61.6%、連携 45.3%。低くはない。

連携の中心は行政が多い。特に障害福祉部局。個別の移行ケースのサポート。業務マニュアル・情報共有ツールの整備は少ない。

仕組みの整理

マニュアル作成…障害福祉部局、介護保険部局で検討。マニュアル、フローチャートの作成。

移行は3か月前が望ましい。次いで6月前、1年前。相談支援専門員が多い。介護支援専門員は1か月～3か月が多い。早くからの伴奏が必要である認識は相談支援専門員が多い。フォローアップは3か月、6か月の伴奏が必要という回答が多い。

課題：相談支援専門員と介護支援専門員がお互いを知らない、相互の制度を知らない。

業務プロセスの標準化がされていない。

教育・人材育成の仕組みが不十分。

介護支援専門員の悩み：狭い方向へのサービス移行で、利用者にもぶつけられる怒りと、解決できないジレンマで苦しむケアマネ、介護保険で解決できないジレンマ、無料からの実費負担、サービス減少に対する配慮や連携。介護保険にないものは障害福祉サービスで支給。

倫理と価値観の違い、制度の考えが違う→連携時の摩擦を生じる ※利用者中心の連携

行政との連携や交渉、介護支援専門員はほぼ交渉しない。利用者から見てストレスになっている。

相談支援専門員はやってくれるが、介護支援専門員はやってくれないという当事者目線。

令和4年のカリキュラム変更で、価値・倫理・制度の違いを明記。→違いを認めて連携できる。

ツールについて国から提示がないのは何故か？

ケアマネジメント実践者の違い。制度の理念からきているのでは。

基本的人権→障害者総合支援法。日常生活または社会生活→介護保険法にはなし。

介護保険…尊厳を保持、日常生活を営むようにする。要介護状態などの軽減または悪化の防止。効率的に提供されるよう配慮。

	尊厳	人権	自立	権利	立場	課題	分析	総合的	効果的	効率的	リハ
総合	1	2	276	5	2	1	2	28	3	0	6
介護	1	0	26	12	10	0	14	16	35	9	2

介護支援専門員…適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加。

全国的にやることを標準化している。

相談支援専門員…生活について問われることで考える→意思決定支援につながる。

## ○障害福祉施策の最近の動向

トリプル改定。

地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターの設置について。設置は努力義務。

厚生労働省ホームページに専門ページを掲載。

地域生活支援拠点は自治体と一緒に作ってもらおう。関係機関との合意形成が必要。

拠点コーディネーターは地域の連携強化。個別支援が役割ではない。

強度行動障害者への対応について、状態が悪くなりサービス提供が難しくなった場合、広域的人材を育成。都道府県、条例市上限 2 名で研修を受けてもらう。前、中、後の一連のプロセスにかかわってもらうことが大切。

意思決定支援の推進…横断的意思決定支援の推進。サービス等利用計画作成時に本人の参画。サービス管理責任者が行う会議も一緒。津久井やまゆり苑で住む場所の意思決定支援。上手いかず工夫と繰り返し。どうしたらできるかを考えてほしい。

サービス等利用計画の交付。

虐待防止・権利擁護…虐待防止については令和 6 年 4 月から虐待防止の取組が必要。

業務効率化…テレワークの取り扱いの明確化。

業務継続、感染症の取組…BCP 経過措置期間終了。

医療機関との連携強化。トリプル改定も関係。

重度化や高齢化の訪問系…通院等介助等の改定。これまで居宅がスタートだったが、そうではなくなった。

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援…区分 4 以上、入院支援連携加算、重度訪問介護を利用からの情報提供が医療側にあった場合、医療連携加算

生活介護…報酬見直し、事業所の開所時間が増えた、移動支援の時間が減った等

Q&A で記載

医療的ケア児

地域移行…本人の意思確認を行うことを努力義務、令和 8 年度以降は必須で減算対象。

食中分離をした際には加算。

グループホームからの一人暮らし…退去後 3 か月の支援に報酬、地域との連携等について新設 A 型…生産活動の収入で工賃を支払い、半数が報酬分を繰り入れていた。

B 型…障害特性により通所が難しい支援をしている事業所から声があった。新しい算定様式。

就労選択支援…計画相談とのつながりが強い。令和 7 年からのスタート。

相談支援…基本報酬の充実、協議会への参画、基幹との連携を評価。機能強化 I を重要視。

主任加算の多段階化。

機能強化が多くの事業所でとれていない。

1 事業所での方法と複数事業所での機能強化。

協議会に参加等の条件あり。

その他多段階化の変更あり。

モニタリング…改めて期間を明示。令和 3 年度 QA、事務要領に記載。

相談支援員の創設…人材確保の大きな課題感。一定の要件あり。強化加算の辞任にはカウント不可。

離島…物理的制約。

○障害児支援施策、こども・子育て支援施策の動向

こども家庭庁…令和5年4月から厚生労働省から独立。子ども施策として出発。1年間の経過。

こどもまんなか社会の実現。こども政策の司令塔としてのそごう調整、政策課題・隙間事案の対応。

長官官房…横断的取り扱い、母子 生育局、支援が必要 支援局。

こども基本法…総合的推進するための法律。憲法、権利条約を踏まえて3つの基本理念。国、地方自治体の役割が明記。

こども大綱…5年程度を目安。重要事項を定めたもの。こども審議会が設置。令和5年12月22日に閣議決定。ライフステージを通じたもの、ライフステージ別、子育て当事者への支援の3つの柱。インクルージョンの推進。障害児への支援。18歳問題。

幼児期までの100か月の育ちビジョン。8歳4か月まで。アタッチメントと遊び・体験。

こどもの居場所づくり。コミュニティの変化、虐待、自殺、引きこもり、価値観の多様化等。どこかにつながっていることが重要ではないか。メタバースも含めた視点。ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる。放課後等デイサービスも含む。

児童福祉法の改正…児童発達支援センターが地域における障害地震の中核的役割を担う

児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化

入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化

22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の基幹）までの入所継続を可能とする

こども家庭センターの設立。起点にサービスにつなげる。

※子ども支援体制の実際が認識されているのか。綺麗ごと、絵空事をまとめているだけの印象。家庭の問題を直視せず、できていないことに目が向けられていない。誰が担うのか具体的ビジョンもない。やっつけさね、お願いしますねでは形骸化しないか。

児童発達支援センターの一元化…中核拠点型の加算を創設。

児童発達支援・放課後等デイサービス…加算を細かくした。

医療的ケア児・重度心身障害児の加算見直し

不登校児童への支援…70単位→で何ができる？

家族支援加算…子育てサポート加算の新設

インクルージョン…保育・教育等移行支援加算の改定。

障害児入所施設…地域移行の支援、家族への支援等加算を新設

医療的ケア児…推計20,000人。地域差がある。家族の離職の防止。医療的ケア児支援センターを都道府県が設置。

○シンポジウム 相談支援の手引きと相談支援の標準化

パネリスト：川島成太氏

相馬大祐氏

進 行：吉田展章氏

藤川雄一氏

相談支援と孤立 人材育成（OJT OFFJT）の仕組み

相談支援と地域 地域による文化や社会構造の違い

相談支援と時代 時代による価値や文化の違い

相談支援と価値 社会構造の変化や価値の変化

相談支援と評価 評価軸と評価の仕方

先が見えない →「見立てと手だて」と「根拠」（エビデンス）

答えがない → モニタリング  
責任が取れない → チームアプローチ  
相談ができない → OJT と OFFJT  
サービス（資源）がない → 「ない」と「気づいてない」の違い

職人芸からの脱却。

システム、社会の中での構造化がどう図られるか。→コンピテンシーがキーワードになる？  
自分たちが相手の人生に責任を負えない？→自己責任論とならないように、責任を負うつもりでか  
かわるが抱え込まない、本人が自分の人生を主体的に歩めるようにすることが役割

標準化≠画一化、①システム化（ハード）、標準化（ソフト：運用側）、②包括払い  
凹の全国標準化。

アセスメント様式を全国のもとをまとめるとカテゴリー41，記入項目 550  
居住に関する項目で平面図等。

何故そうなったのか経過を知ることが大切。地域でそれを共有することが大切。  
思考過程の可視化が上につながるか。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

石山麗子で検索すると、9月以降検索で研究データを確認できる。

※「相談支援業務に関する手引き」を国が→行政向けに発出した。

○シンポジウム 協議会ガイドラインと個から地域への地域づくりの取組

協議会の設置・運営ガイドライン

凹の標準化が目的。

- ① 宮崎市 地域移行の際の家探し→生活サポートシートを部会で作成
- ② 長崎市 一人暮らしできているが災害時が心配→民生委員と一緒に訪問、配達ピザ屋→マニュアル本
- ③ 岩国市 医療的ケア児の受け入れ先→地域ニーズとして掘り下げた→特定の事業所に集中→病院に訪問して退院に向けた打合せを行う、親の会ができた、訪問看護のネットワークができた、行政との共通認識が持てた、障害者児計画との連動を全体として確認

（3）コース別講義・演習 6/20・21

各グループ4人ずつの構成、12グループで行われた。

① 「地域づくりを意識化するための演習」

受講者が作成した「利用者を中心としたインフォーマルな関係性の構築などにつながった事例」  
を事例報告、この報告に対して他の受講者が質問（のみ）をするという方法で進められた。

受講生全員の事例報告・質問を終えた後、最後に事例報告を修正して再報告という流れ。

この事例報告を通じて、自身の行っている相談支援に関する根拠はどこにあるのか、またその時にどのような思いを持って行動したのか、その時地域にどのような働きかけを行ったのか、振り返る（気づきを得る）という演習だったと思われる。

この演習により、地域づくりとは身近なところで行われていることを理解し展開されていること、協議会等の活用だけが地域づくりではないこと、普段取り組んでいることを以下に評価していくかが地域づくりを身近に感じるきっかけになり、これを以下に現任研修受講生に理解させていくかが、今の現任研修に求められているものであることを理解した。合わせて、東京都の現任

研修は主任研修に内容が近いこともあり、他の自治体に比べればレベルの高い分野に足を踏み入れていることも、改めて実感した。

地域づくりのハードルを下げることで、多くの人に理解が深まっていくことが期待されるけれど、今の研修内容も重要なポイントを抑えているため、この研修で得たものをどのように現任研修に組み込んでいくか、今後検討が必要であると考えられる。

## ② 「地域（自立支援）協議会の活用と運営」

各自治体で行われている個から地域への課題解決フローを共有。

協議会はあくまで地域づくりを解決するためのツールであり、このツールをどのように活用していくかについて、地域生活支援拠点の加算である「地域体制強化協働支援記録書」についても話があり、受講生同士作成したものを共有した。

現在、地域自立支援協議会は個の課題から地域課題を抽出することを求められているが、この書式を活用することで協議会も地域課題を抽出することができ、相談支援事業所も加算が取れて、お互いに良い効果が生まれると思った。

しかし、作成する側がこの「課題」をどれだけ抽出できるのか、多くの方は「課題」ではなく「問題」に目を向けてしまっているということについて、講義の中で説明があった。

この、「地域体制強化協働支援記録書」の加算は、講義の中で相談支援事業所が作成して積極的に活用して欲しいとの話があり、活用の方法について検討していきたい。

## ③ 「現任研修の効果的な実施に向けた工夫」

研修を振り返り、各グループで意見交換をした後に発表、その後講師からのまとめがあった。

改めて、現任者は地域に向けて働きかけを行っていくこと、その中で「あったらいいな社会資源」という視点を忘れずに持っていること、これらをどのように現任研修で伝えていけるのか、考えていきたい。

## (4) 都道府県単位の演習と全体共有 6/21

「相談支援従事者養成研修の研修体系と各研修の関係性、研修と OJT の連動について」

各コースで行った内容について、簡単な説明あり。

どのコースもそこだけに留まらずに関連していることを理解した。

その後、都道府県での共有・協議、振り返り等予定されていたが、西日本での記録的な大雨の影響で帰宅困難者が出る可能性あり、早めに研修終了となった。

## 2 伝達されたことを都研修と関連付けて考えたこと

自分は地域づくりコースでの参加でしたが、協議会に提案する、協議会を活用するというのはレベルの高いものであり、もっと身近な地域づくりを発見することに主眼を置いていたのが印象的でした。もちろん、協議会を活用することは現任者にとって必要なスキルではあるけれど、自治体によってはやっとな協議会ができたところもあり、実際に活用するまでに至らないという実情があるのかと思います。

地域づくりは身近なところで行われていることに気付くのは、大事な視点だと感じました。今の現任研修のプログラムでも自身の課題が地域の課題になるというワークを入れていますが、この部分が本人の気づきを促すような流れになっていく（GSV 形式？）という方法もあるかと思っています。しかし、現在の現任研修の形も地域づくりを進めていくためには大事な過程であるため、東京都として現任者のレベルを把握しつつ現状に合った研修を作っていけるのか、現任チームにも伝えて、より良いものを作っていきたいと考えています。

また、研修を通して何度もワードにあがっていた、「気づき」や「根拠」についても、伝え方の工夫をすることで研修の中に組み込んでいけると思いました。

つたない報告になりますが、以上とさせていただきます。

報告者： (所属) やどり木  
(氏名) 修理 美加沙

## 令和6年度相談支援従事者指導者養成研修（国研修）受講報告 （人材育成コース）

- ・オープンエンドアプローチ（考えさせるアプローチ）の視点の導入。
- ・コンピテンシー（ハイパフォーマーに共通した行動特性）→標準カリキュラムに反映。

### 【基幹相談支援センターに求められる役割】

- ・役割を地域の相談支援の強化の取組と「地域づくり」を追加
- ・市町村の努力義務化（令和8年度末まで）。
- ・設置促進や適切な運営の確保のための都道府県の役割を規定。

### 新設

- ・地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- ・協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

### 【基幹による地域の相談支援体制強化の取組】

- ・支援者支援、事業所支援、支援（業務）の検討・検証

### ○講義 基礎的環境整備と合理的配慮 熊谷 晋一郎

合理的配慮は同業者でも行わないといけない。差別解消法で合理的配慮が位置付けられている。

①合理的配慮、②基礎的環境整備（事前的改善措置）…不特定多数の集団、要望前

両者の建設的対話が必要。合理的配慮後、継続的な建設的対話が必要。

②合理的配慮…必要性、適当性、非過重な範囲（規模と財政が妥当）※基準を満たさない場合は理由を説明して代替手段を提示。一緒に考える。

同僚に与える影響→同僚も障害を持つ前提として考える。

社会全体で抱えるべきが、専門職に任されることがある。結果専門職が差別・偏見を持ってしまう。

患者・クライアントとして接するのではなく同僚として接する。

差別・偏見＝スティグマ…公的、自己、構造的。権力の下で、ラベリング・ステレオタイプ・分離・社会的ステータスの喪失・差別が共起する現象。帰属理論（自己責任論）：本人の努力や心がけで変えることができると誤って信じられている属性は、スティグマを負いやすい。依存症、貧困、性的マイノリティ等。

予め準備をしておくことも重要。コミュニケーション障害は人と人との間に生じる障害。マジョリティが当たり前と思っているものが正解ではない。アクティブラーニング…受講者が積極的に学習に参加する。ソーシャルマジョリティ研究…発達障害者の視点から多数派社会のルールやコミュニケーションを研究する分野

### ○講義 介護支援専門員との連携 国際医療福祉大学大学院 石山 麗子

業務マニュアル・情報共有ツールの整備は少ない。マニュアル作成…障害福祉部局、介護保険部局で検討。マニュアル、フローチャートの作成。

移行・引継ぎは3か月前が望ましい。次いで6月前、1年前。相談支援専門員が多い。介護支援専門員は1か月～3か月が多い。早くからの伴奏が必要である認識は相談支援専門員が多い。フォローアップは3か月、6か月の伴奏が必要という回答が多い。

課題：相談支援専門員と介護支援専門員がお互いを知らない、相互の制度を知らない。

業務プロセスの標準化がされていない。

教育・人材育成の仕組みが不十分。

介護支援専門員の悩み：狭い方向へのサービス移行で、利用者にもぶつけられる怒りと、解決できないジレンマで苦しむケアマネ、介護保険で解決できないジレンマ、無料からの実費負担、サービス減少に対する配慮や連携。介護保険にないものは障害福祉サービスで支給。倫理と価値観の違い、制度の考えが違う→連携時の摩擦を生じる。※利用者中心の連携。行政との連携や交渉、介護支援専門員はほぼ交渉しない。利用者から見てストレスになっている。相談支援専門員はやってくれる

が、介護支援専門員はやってくれないという当事者目線。令和4年のカリキュラム変更で、価値・倫理・制度の違いを明記。→違いを認めて連携できる。

ケアマネジメント実践者の違い。制度の理念からきているのでは。

基本的人権→障害者総合支援法。日常生活または社会生活→介護保険法にはなし。

介護保険…尊厳を保持、日常生活を営むようにする。要介護状態などの軽減または悪化の防止。効率的に提供されるよう配慮。

以下、総合支援法と介護保険法に出てくる言葉の数の違いについて。

	尊厳	人権	自立	権利	立場	課題	分析	総合的	効果的	効率的	リハ
総合	1	2	276	5	2	1	2	28	3	0	6
介護	1	0	26	12	10	0	14	16	35	9	2

介護支援専門員…適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加。

全国的にやることを標準化している。

相談支援専門員…生活について問われることで考える→意思決定支援につながる。

#### ○障害福祉施策の最近の動向

トリプル改定。地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターの設置について。設置は努力義務。

厚生労働省ホームページに専門ページを掲載。地域生活支援拠点は自治体と一緒に作ってもらう。

関係機関との合意形成が必要。拠点コーディネーターは地域の連携強化。個別支援が役割ではない。

強度行動障害者への対応について、状態が悪くなりサービス提供が難しくなった場合、広域的人材

を育成。都道府県、条例市上限2名で研修を受けてもらう。前、中、後の一連のプロセスにかかわ

ってもらうことが大切。意思決定支援の推進…横断的意思決定支援の推進。サービス等利用計画作

成時に本人の参画。サービス管理責任者が行う会議も一緒。津久井やまゆり苑で住む場所の意思決

定支援。上手いかず工夫と繰り返し。どうしたらできるかを考えてほしい。サービス等利用計画

の交付。虐待防止・権利擁護…虐待防止については令和6年4月から虐待防止の取組が必要。業務

効率化…テレワークの取り扱いの明確化。業務継続、感染症の取組…BCP経過措置期間終了。医

療機関との連携強化。トリプル改定も関係。重度化や高齢化の訪問系…通院等介助等の改定。これ

まで居宅がスタートだったが、そうではなくなった。重度障害者が入院した際の特別なコミュニ

ケーション支援…区分4以上、入院支援連携加算、重度訪問介護を利用からの情報提供が医療側にあ

った場合、医療連携加算 生活介護…報酬見直し、事業所の開所時間が増えた、移動支援の時間が

減った等 Q&Aで記載。

地域移行…本人の意思確認を行うことを努力義務、令和8年度以降は必須で減算対象。

食中分離をした際には加算。

就労選択支援…計画相談とのつながりが強い。令和7年からのスタート。

相談支援…基本報酬の充実、協議会への参画、基幹との連携を評価。機能強化Iを重要視。

主任加算の多段階化。機能強化が多くの実業所でとれていない。1事業所でとる方法と複

数事業所での機能強化。協議会に参加等の条件あり。その他多段階化の変更あり。

モニタリング…改めて期間を明示。令和3年度QA、事務要領に記載。

相談支援員の創設…人材確保の大きな課題感。一定の要件あり。

#### ○障害児支援施策、こども・子育て支援施策の動向

こども家庭庁…令和5年4月から厚生労働省から独立。子ども施策として出発。1年間の経過。

こどもまんなか社会の実現。こども政策の司令塔としてのそごう調整、政策課題・隙間事案の対応。

長官官房…横断的取り扱い、母子 生育局、支援が必要 支援局。こども基本法…総合的推進する

ための法律。憲法、権利条約を踏まえて3つの基本理念。国、地方自治体の役割が明記。こども大綱

…5年程度を目安。重要事項を定めたもの。こども審議会が設置。令和5年12月22日に閣議決定。

ライフステージを通したものの、ライフステージ別、子育て当事者への支援の3つの柱。インクルー

ジョンの推進。障害児への支援。18歳問題。幼児期までの100か月の育ちビジョン。8歳4か月まで。アタッチメントと遊び・体験。こどもの居場所づくり。コミュニティの変化、虐待、自殺、引きこもり、価値観の多様化等。どこかにつながっていることが重要ではないか。メタバースも含めた視点。ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる。放課後等デイサービスも含む。

児童福祉法の改正…児童発達支援センターが地域における障害地震の中核的役割を担う

児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化

入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化

22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の基幹）までの入所継続を可能とする。こども家庭センターの設立。起点にサービスにつなげる。児童発達支援センターの一元化…中核拠点型の加算を創設。児童発達支援・放課後等デイサービス…加算を細かくした。医療的ケア児・重度心身障害児の加算見直し。不登校児童への支援…70単位。家族支援加算…子育てサポート加算の新設。

インクルージョン…保育・教育等移行支援加算の改定。障害児入所施設…地域移行の支援、家族への支援等加算を新設。医療的ケア児…推計20,000人。地域差がある。家族の離職の防止。医療的ケア児支援センターを都道府県が設置。

○シンポジウム 相談支援の手引きと相談支援の標準化

パネリスト：川島成太、相馬大祐

進行：吉田展章、藤川雄一

相談支援と孤立 人材育成（OJT OFFJT）の仕組み

相談支援と地域 地域による文化や社会構造の違い

相談支援と時代 時代による価値や文化の違い

相談支援と価値 社会構造の変化や価値の変化

相談支援と評価 評価軸と評価の仕方

先が見えない → 「見立てと手だて」と「根拠」（エビデンス）

答えがない → モニタリング

責任が取れない → チームアプローチ

相談ができない → OJT と OFFJT

サービス（資源）がない → 「ない」と「気づいてない」の違い

職人芸からの脱却。システム、社会の中での構造化がどう図られるか。

標準化≠画一化、①システム化（ハード）、標準化（ソフト：運用側）、②包括払い

凹の全国標準化。何故そうなったのか経過を知ることが大切。地域でそれを共有することが大切。

思考過程の可視化が上につながるか。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

石山 麗子で検索すると、9月以降検索で研究データを確認できる。

※「相談支援業務に関する手引き」を国が→行政向けに発出した。

○シンポジウム 協議会ガイドラインと個から地域への地域づくりの取組

協議会の設置・運営ガイドライン

凹の標準化が目的。

④ 宮崎市 地域移行の際の家探し→生活サポートシートを部会で作成

⑤ 長崎市 一人暮らしできているが災害時が心配→民生委員と一緒に訪問、配達ピザ屋→マニュアル本

⑥ 岩国市 医療的ケア児の受け入れ先→地域ニーズとして掘り下げた→特定の事業所に集中→病

院に訪問して退院に向けた打合せを行う、親の会ができた、訪問看護のネットワークができた、行政との共通認識が持てた、障害者児計画との連動を全体として確認

## ○コース別講義・演習

### ▶導入

実践地…熟達者（ある領域の長い経験を通して、高いレベルのパフォーマンスを発揮できる段階に達した人）がもつ実践に関する知性。熟達化…実践知を獲得する学習過程。OJTの見取り図案 ver1 →説明できるように。熟達化は一人ひとり辿る道が違う。

## ○スーパービジョン～相談支援のスーパービジョン～ 本庄ひまわり福祉会 本名 靖

他者に教える→伝える力、自分の理解度の確認。できないことはできるよう工夫、努力する、他者から教えてもらう、できている人の真似をする。相談支援と生活支援の違い→生活支援＝支援員 身体を基礎とした生活支援。重度心身障害者・児、重度の知的障害者・精神障害者＝言葉にならない声。

自分は自立しているか？自立している。自立していない。→自立と成長は＝なのか。関係で考える。IL運動。自立は関係を広げること。経験が70%、指導20%、研修10%。コルプの経験学習モデル。

何を、どういう経験をさせるかをコーディネートする。内省的観察→抽象的概念化…スーパーバイズの役割。

事例検討（支援の方向性、事例提供者が取り組むことに焦点）

⇨グループスーパービジョン（事例提供者の困りごとに焦点を当てる）

関係の構築＝個と個をつなぐ。姿勢、視線・まなざし、表情→言葉。見る、見られるの主体と客体が入れ替わる、話す、聴くがコミュニケーション。

## ○ロールプレイ

スーパーバイザー、スーパーバイジー、観察者に分かれて実施。

## ○都道府県単位の演習と全体共有

### ▶ケアマネジメント基礎コース 橋爪氏

新カリキュラム…今年度から大きく変更。初任者研修にかかわる参加者が多かった。OJT人材育成コースとの連動。

### ▶人材育成コース 相馬氏

人材育成ビジョン作成後の周知。インターバル実習に関しては少し触れた。

### ▶地域づくりコース 大平氏

インフォーマル、地域づくりにつながった資源。質問を投げかける。新しい資源を作ることが地域づくりではない。つながることも地域づくり。地域づくりは日常行っていることの気づき。フロー図と加算取得のための用紙作成。フロー図で協議会へのつながりを意識。

### ▶自治体コース 鈴木氏

初めて3分の2。20代、30代、40代以上それぞれ3分の1。相談支援の重要性を自治体職員に理解してもらう。相談支援の変遷と役割。本人中心の意義。独立して自分たちでやり始めた人がいる。市区町村によってはセルフプランが増えている。モニタリングの頻度が市区町村で頻度が違う。宮崎県から人材育成の報告。受け取り、学びが都道府県市区町村によって様々。主任受けた人がどこにいったか問題、初任者、現任者を受けた人がどこにいるか。基幹、主任の連絡会を設置。前向きに進んでいくための場になっている。目的、価値を確認する機会が必要。

## ○各自研修を受けて東京都チームでの振り返り

▶自治体コース…東京都の自立支援協議会と検討会がつながることは難しい。都と市区町村の温度差

について。自治体の財政問題があって 23 区はそれぞれでできてしまう。自立支援協議会と研修検討との関連性や東京都障害者相談支援体制整備事業との連動が今後の課題。

▶ケアマネジメントコース…近藤式事例検討（B P S）の演習をずっとやっていた。ニーズ整理表はファシリテーターの理解度が深まった。意思決定支援を前面に出している。困っている、行き詰っている事例→事例検討になりがち。今後意思決定支援に重きを置くのか。

▶地域づくりコース…事例を持ち寄る。地域で展開する事例。事例を掘り下げている。ニーズがみえてないと地域づくりができない。問題と課題を取り違えないように。まず地域課題の整理とアセスメントが必要。やっていることに気づいていない。見落とししている可能性がある。現任研修から地域づくりは主任研修に移行している。現任者が地域づくりをやっていることに気付いて協議会にあげる。

▶人材育成チーム

個別スーパービジョンの普及と実施が課題。

報告者：（所属）文京区障害者基幹相談支援センター  
（氏名）美濃口 和之